

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

税理士の独り言

企業経営では、競争相手や市場条件の変化を冷静に分析し、絶えず変革し続けなければなりません。しかし、人の生き方は「足るを知り、他人と比較せず、すべての縁に感謝する」ことに意義があると思います。

経営者は事業にのめり込むほど、目に見えない大いなる力の存在を理解するようになります。経営は人や人の心が対象であり、様々な矛盾との戦いです。自分を大切にしながら、他人を幸せにして、企業を継続するための利益を追求しなければなりません。バランスや中道を保ち、矛盾と対話し、模索し続けるしかありません。

私の書棚より

○物事には常に多面的なものの見方がある。自分の一方的な見方だけにしたがい、それを受け入れさせよう、屈服させよう、と繰り返しても、相手は折ってくれない。

○交渉においては必ず譲歩する。だから譲歩する余地を、あらかじめ取っておく。相手は譲歩されると嬉しい。あなたが譲歩すれば、相手も譲歩するのだ。

「負けない交渉術」

大橋弘昌著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□ 延滞税は、その法定納期限の翌日から完納の日までの期間に応じ、2ヶ月を経過する日までの期間は年 7.3 %か特例基準割合（前年 11 月 30 日現在の公定歩合に年 4 %を加算した金額）のいずれか低い割合とし、2ヶ月経過した日の翌日から年 14.6 %の割合で計算した金額となります。

ただし、期限内申告書の提出後 1 年以上経過して修正申告があった場合は、法定納期限から修正申告書を提出した日から 2 ヶ月を経過する期間までは特例基準割合により計算され、重加算税が課された場合を除き、法定納期限から 1 年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日までは延滞税の計算期間から控除されます。

□ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産については、残存簿価 1 円まで償却できることになりました。耐用年数が 2 年の定率法の償却率はこれまでの 0.684 から 1.000 となり、事業の用に供した初年度に取得価額の 1 円を残して減価償却費を損金または経費に算入できることになりました。法定耐用年数を経過した中古資産などは耐用年数が 2 年となります。5 年を経過した車両であれば、年度末に納車しても償却率が 1.000 のため月数計算することなく減価償却できます。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽に問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○ 6 月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の 1 ~ 6 月分の源泉税の納付
15日	○ 所得税予定納税の減額申請
31日	○ 固定資産税（第 2 期分）の納付 ○ 5 月決算法人の確定申告 ○ 所得税予定納税額（第 1 期分）の納付
31日	○ 11 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 8 月、11 月、21 年 2 月決算法人の消費税中間申告 ○ 7 月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『耐えるだけが精神力ではない』 by 河合隼雄